

## 備前市告示第 9 号

### 公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始

備前市電子契約システム利用について、公募型プロポーザル方式により技術的に最適な者を選定する手続き（以下「本件手続き」という。）を次のとおり実施するので告示する。

令和 8年 4月13日

備前市長 長崎 信行

#### 1. 賃貸借の概要

- (1) 賃貸借名：備前市電子契約システム利用
- (2) 賃貸借場所：備前市 東片上 地内
- (3) 賃貸借の趣旨：本案件は、契約事務の効率化及びペーパーレス化を推進するため、インターネット上のクラウド型電子契約システムを賃貸借するものである。
- (4) 賃貸借の内容：「備前市電子契約システム利用仕様書」のとおり本市が利用する契約管理システムとのデータ連携（CSV 取込等）が可能であること。
- (5) 賃貸借期間：賃貸借を開始した日から令和9年3月31日（水）まで  
次年度以降については、予算の範囲内で賃貸借期間の更新を行うことができるものとする。
- (6) 提案上限額：年額316,800円（消費税及び地方消費税を含む）  
※月額換算26,400円（消費税及び地方消費税を含む）  
※本案件の賃貸借にあたっての予定価格ではないため注意すること。

#### 2. 参加資格に関する事項

本案件の手続きに参加することができる者は、次に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 備前市建設工事等入札参加資格者名簿、役務 201-402 システム等開発・改良に登録されていること。本案件については、本市の入札参加資格審査の申請をしていない者の追加受付を可能とする。申請をしていない者は、追加受付を行うため、参加表明書の受付締切日までに申請を終えること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から契約締結の日までの間において、備前市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 電子契約システム(立会人型)について、本年度を含まない過去3年以内に地方公共団体へ賃貸した実績を有すること。
- (7) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (8) 提案するシステムが、総合行政ネットワーク(LGWAN)環境から利用可能であること(LGWAN-ASPとして登録されている、またはLGWAN接続系端末からセキュアに利用できる仕組みを有すること)。
- (9) 提案するシステムが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービスであること、または同等のセキュリティ水準を満たしていることが客観的に証明できること。
- (10) 日本国内に、本社、本店を有していること。

### 3. 手続き等

#### (1) 担当部課

〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地  
備前市 総務部 施設マネジメント推進課(担当:西村)  
TEL:(0869)64-1813  
FAX:(0869)64-3845  
E-Mail: bzkeiyakukanri@city.bizen.lg.jp

#### (2) 参加申込の方法

このプロポーザルへ参加を希望する者は、備前市ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

##### ① 受付期間

令和8年4月13日(月)から令和8年5月1日(金)まで。  
ただし、閉庁日を除く。

##### ② 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

##### ③ 受付場所

備前市役所 総務部 施設マネジメント推進課

##### ④ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期

限までに必着のこと。)

⑤ 提出書類

【参加表明に必要な書類】

1. 公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
2. 会社概要及び業務実績書（様式第 2 号）
3. 国税、県税及び市税についての納税証明書  
（発行日から 3 ヶ月以内のものに限り写しでも可とする。）

【提案申込に必要な書類】

4. 機能要件確認書（様式第 3 号）
5. 見積書（様式第 4 号）
6. 公募型プロポーザル提案書（様式第 5 号）

⑥ 提出部数

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

4. 質疑の受付及び回答

本案件に係る内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和 8 年 4 月 13 日（月）から令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 3 時まで

(2) 提出方法

下記宛先に電子メールにて質問書（様式第 6 号）を提出し、質問書の提出後、必ず電話にて着信確認を行うこと。

なお、電話や来庁による質疑等、規定する方法以外による質問は受け付けない。

備前市 総務部 施設マネジメント推進課（担当：西村）

T E L : ( 0 8 6 9 ) 6 4 - 1 8 1 3

F A X : ( 0 8 6 9 ) 6 4 - 3 8 4 5

E-Mail : bzkeiyakukanri@city.bizen.lg.jp

(3) 回答方法

質問があった場合は、令和 8 年 4 月 28 日（火）までに備前市ホームページに回答を掲載する。

5. 提案内容

次の内容について提案すること。

(1) 基本機能

- ・電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名の要件を満たす「立会人型（事業者署名型）」の電子契約システムであること。
- ・総務省、法務省及び経済産業省による「利用者の指示に基づきサービス提供事業者が自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」に準拠していること。
- ・契約締結後の電子ファイルに対し、認定タイムスタンプを付与し、長期にわたり原本性を確保できること。
- ・電子帳簿保存法（平成 10 年法律第 25 号）第 7 条の要件を満たし、契約書名、契約日、契約金額、取引先名等による検索及び保存が可能であること。

(2) 利用者（市・相手方）の利便性

- ・契約の相手方（受注者）においては、システム利用に係るアカウント登録や費用負担が不要であること。
- ・インターネットに接続できる環境であれば、場所や端末（PC、スマートフォン等）を問わず署名が可能であること。
- ・庁内における起案から決裁、送信までのワークフロー機能を有し、承認ルートの柔軟な設定が可能であること。

(3) セキュリティ及び環境要件

- ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービスであること、又はこれと同等のセキュリティ水準を有することが客観的に証明できること。
- ・総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続された業務端末から、支障なくシステムの利用（契約書のアップロード、送信、管理等）が可能であること。
- ・通信の暗号化、ファイアウォールの設置、二要素認証等の不正アクセス防止対策が講じられていること。

(4) 利用・運用支援

- ・利用にあたり、職員及び契約相手方に向けた説明会の実施、操作マニュアル等の資料を提供すること。
- ・システム利用に関するヘルプデスク等のサポート体制を有すること。
- ・既存の契約管理システムとのデータ連携方法（CSV 連携の具体的な手順、API 連携の可否等）について記載すること。
- ・連携において、職員の作業負担を軽減するための工夫があれば提案すること。

6. 受託者の選定

(1) 受託候補者及び次点者の選定

- ① 提出された公募型プロポーザル参加申込書等について、2の参加資格に関する事項を満たしていることを審査する。
- ② ①の審査結果により、参加要件を満たす者を対象に備前市電子契約システム利用に係る公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）の評価を踏まえ、受託候補者及び次点候補者を選定する。

(2) 受託者の選定

- ① 審査方法：プレゼンテーション審査
- ② 選定方法：審査委員会が、備前市電子契約システム利用公募型プロポーザル実施要領に定める評価事項に基づき提案書等「実施要領の4参加に関する留意事項」の「(2)参加表明書及び提案書等の作成及び記載上の留意事項」の「②参加表明書及び提案書類提出の内容」の【提案申込に必要な書類】のうち4～6の書類）を審査して評価を行い、各審査委員の評価点（100点満点）の合計点が最も高い者を受託候補者とする。審査委員会から最も高い評価点を得た者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。

- ③ 審査結果の通知及び公表：審査の実施後、各参加者に対してメールにより結果を通知する。また、受託候補者については、選定後に備前市ホームページにおいて公表する。
- なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

#### 7. 随意契約に係る見積書の徴取

選定した受託候補者を本案件に係る随意契約見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし、受託候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、次点者を見積書の徴取の相手方とするものとする。

#### 8. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の提案書等の提出は、受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、備前市は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、備前市に対して当該著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、備前市情報公開条例（平成 17 年備前市条例第 13 号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第 7 号）を提出すること。